

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告 示

- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四七五
- 生活保護法による指定医療機関の名称を変更した旨届出があった件 四七五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四七五
- 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 四七五
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 四七六
- 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった件 四七六
- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四七七
- 生活保護法による指定介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった件 四七七
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件六件 四七八
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 四七八
- 土地改良区の解散を認可した件 四八〇
- 農地法第四十一条第一項の規定により裁定の申請があった件二件 四八〇
- 保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 四八〇
- 福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件 四八二

公 告

- 肥料を登録した件 四八二
- 都市計画を変更する件 四八二
- 一般競争入札を行う件 四八二
- 落札者を決定した件 四八四

福島県警察本部

告 示

福島県告示第六百七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
会津ホームケアクリニック	会津若松市花畑東五―七 北都ビル 二階	令和七年九月一日
わかまつ在宅医療クリニック	会津若松市一箕町大字鶴賀字下柳原 三四番地一	同日
野地眼科医院	二本松市若宮二丁目一八三	同年八月一日
みさと薬局	大沼郡会津美里町字高田道上二八四 〇番地一	同年九月一日
ハシドラッグ安達薬局	二本松市油井字腰巻七番地	同年一〇月一日
スマイル薬局 小高店	南相馬市小高区上町二―三九―一	同年九月一日
星訪問看護ステーションたむら	田村市船引町字船引南町通一一一番地	令和四年一〇月一日

（社会福祉課）

福島県告示第六百七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる

る生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の名称を変更した旨届出があった。
令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
ファーコス薬局 めぐみ	ユニスマイル薬局 めぐみ店	白河市字六反山一〇―二六
ファーコス薬局 つくし	ユニスマイル薬局 つくし店	白河市大鹿島前二五―一
ファーコス薬局 めぐみ北	ユニスマイル薬局 うすば店	白河市外薄葉一七―五
ファーコス薬局 白河	ユニスマイル薬局 白河店	白河市六反山一〇―三六

(社会福祉課)

福島県告示第六百七十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
ひまわり薬局 KORIIMA CHI	伊達郡桑折町字陣屋一―六 Nik oh―A―一〇―一	令和七年九月一〇日
いがらし耳鼻咽喉科	会津若松市扇町三丁目一番地六	令和六年十二月三十一日

野地眼科医院	二本松市若宮一―一八三	令和七年七月三十一日
--------	-------------	------------

有限会社杜陵薬品アイ調剤薬局 旭町店	南相馬市原町区旭町二―六七	同年八月三十一日
--------------------	---------------	----------

スマイル薬局 小高店	南相馬市小高区上町二丁目三九―一	同日
------------	------------------	----

ウエルシア薬局 伊達保原北店	伊達市保原町字大和一〇七番地一	同年二月二十八日
----------------	-----------------	----------

医療法人あかぎ内科消化器科医院	河沼郡会津坂下町字小川原一〇―一〇―一	同年七月三十一日
-----------------	---------------------	----------

(社会福祉課)

福島県告示第六百七十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	休止年月日
舟山歯科医院	須賀川市西の内町一〇―一	令和六年一月二日

(社会福祉課)

福島県告示第六百七十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住 所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
田中 淨教	二本松市長者 宮五番地五	オーロラ鍼灸 治療院 郡山 店	郡山市備前館二丁目 九四番地 シモンハ イム二〇二	令和七年九月 一日

(社会福祉課)

福島県告示第六百七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術師から当該施術師の開設している施術所の名称及び所在地を変更した旨届出があった。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀雅雄

氏名	住 所	名 称	所 在 地
宗像 勇	田村郡小野 町大字飯豊 字一盃森一 〇五	訪問鍼灸こ とぶき	郡山市田村 町徳定字八 斗 蒔田二 六―五
		変更後	郡山市田村 町徳定字下 河原一九 七―四

(社会福祉課)

福島県告示第六百八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第二項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービスの種類
コスモ調剤 薬局 牡丹 台店	須賀川市前 田川字宮の 前二二五― 一二	株式会社コ スモファー マ	郡山市桑野三丁 目一二番二 号	令和七年六 月一日	居宅療養 管理指導 介護予 防居宅療 養管理指 導

(社会福祉課)

福島県告示第六百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定介護機関から当該介護機関の事業所の名称を変更した旨届出があった。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀雅雄

事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地
変更前	変更後	変更前	変更後
ファークコス薬局 めぐみ	ユニスマイル薬 局 めぐみ店	白河市六反山一 〇―二六	株式会社 ユニスマ イル 東京都千代田区 神田練堀町六八 番地一
ファークコス薬局 つくし	ユニスマイル薬 局 つくし店	白河市大字鹿島 前二五―一	株式会社 ユニスマ イル 東京都千代田区 神田練堀町六八 番地一
ファークコス薬局 めぐみ北	ユニスマイル薬 局 うすば店	白河市外薄葉一 七―五	株式会社 ユニスマ イル 東京都千代田区 神田練堀町六八 番地一

ファークコス薬局 白河	ユニスマイル薬 局 白河店	白河市六反山一 〇―三六	株式会社 ユニスマ イル	東京都千代田区 神田練堀町六八 番地一
ゼネファーム薬 局 本町店	二本松本町薬局	二本松市本町一 丁目七一番地	株式会社 ストレチ ア	東京都中央区八 重洲二丁目二番 一号
ゼネファーム薬 局 小浜店	二本松小浜薬局	二本松市小浜字 新町一九	株式会社 ストレチ ア	東京都中央区八 重洲二丁目二番 一号

(社会福祉課)

福島県告示第六百八十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ喜久田店 福島県郡山市東原一丁目二百十九番地
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 山田 寛人
（変更後）マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 熊谷 美知雄
- 三 変更した年月日
平成二十六年三月一日
- 四 届出年月日
令和七年十月二日
- 五 届出をした者
有限会社テム産業

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ喜久田店 福島県郡山市東原一丁目二百十九番地
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 熊谷 美知雄
（変更後）マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 大南 淳二
- 三 変更した年月日
平成二十八年十月二十四日
- 四 届出年月日
令和七年十月二日
- 五 届出をした者
有限会社テム産業

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ喜久田店 福島県郡山市東原一丁目二百十九番地
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
（変更前）マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 大南 淳二
（変更後）マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 打海 直也

- 三 変更した年月日
令和五年三月一日
届出年月日
- 四 令和七年十月二日
届出をした者
有限会社テム産業

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ喜久田店 福島県郡山市東原一丁目二百十九番地
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前) マックスバリュ南東北株式会社
代表取締役 打海 直也
宮城県仙台市青葉区中央三丁目三番三号
(変更後) イオンビッグ株式会社
代表取締役 小林 健太郎
愛知県名古屋市中村区名駅五丁目二十五番八号

- 三 変更した年月日
令和六年三月一日
届出年月日
- 四 令和七年十月二日
届出をした者
有限会社テム産業

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

策課に備え置いて縦覧に供する。
令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ザ・ビッグ喜久田店 福島県郡山市東原一丁目二百十九番地
- 二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前) イオンビッグ株式会社
代表取締役 小林 健太郎
(変更後) イオンビッグ株式会社
代表取締役 三浦 弘

変更した年月日
令和七年三月一日
届出年月日

- 三 令和七年十月二日
届出をした者
有限会社テム産業

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和七年十月十七日から令和八年二月十七日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市農商工部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークパーク 福島県郡山市西ノ内二丁目十一番四十号
- 二 変更した事項
大規模小売店舗の名称
(変更前) 西部プラザ
(変更後) ヨークパーク

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名の変更(小売業を行う者の名称の変更 一件、小売業を行う者の入店 十八件)

- 三 届出年月日
令和七年十月六日
届出をした者
株式会社西部開発

(商業まちづくり課)

福島県告示第六百八十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、会津北部土地改良区から令和七年九月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、同年十月七日認可した。

令和七年十月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第六百八十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十七条第二項の規定により、玉川村土地改良区から申請のあった土地改良区の解散について、令和七年十月九日認可した。

令和七年十月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄
(農村計画課)

福島県告示第六百九十号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、令和七年八月二十五日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和七年十月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- | | | | |
|----|--|-------|------------|
| 一 | 農地の所在、地番、地目及び面積 | 福島県知事 | 内 堀 雅 雄 |
| 所在 | 地番 | 地目 | 面積(平方メートル) |
| | 白河市借宿藤ノ宮 | 一〇番 田 | 九七七 |
| | 同 市借宿藤ノ宮 | 一一番 田 | 一、〇〇〇 |
| | 同 市借宿藤ノ宮 | 一二番 田 | 一、〇〇〇 |
| | 同 市借宿藤ノ宮 | 五四番 田 | 七二八 |
| 二 | 農地の利用の現況 | | |
| 三 | 農地の栽培で利用 | | |
| 四 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由 | | |
| 五 | 借り受け希望者が明確であり、かつ、農用地として利用することが著しく困難な農地ではないため | | |
| 五 | 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額 | | |

- 1 始期 令和七年十二月一日
- 2 存続期間 十年一月
- 3 借賃に相当する補償金の額 二九、〇五〇円
- 六 その他参考となるべき事項
(記載なし)

(農村振興課)

福島県告示第六百九十一号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第四十一条第一項の規定により、令和七年九月三日付けで公益財団法人福島県農業振興公社(福島県農地中間管理機構)から次のとおり農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関する裁定の申請があった。

令和七年十月十七日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- | | | | |
|----|--|----------|------------|
| 一 | 農地の所在、地番、地目及び面積 | 福島県知事 | 内 堀 雅 雄 |
| 所在 | 地番 | 地目 | 面積(平方メートル) |
| | 南相馬市原町区上渋佐字寺崎 | 四四六番地一 田 | 一、三七〇 |
| 二 | 農地の利用の現況 | | |
| 三 | 農地の栽培で利用 | | |
| 四 | 農地中間管理事業の推進に関する法律第八条第二項第一号に規定する基準に適合すると認められる理由 | | |
| 五 | 借り受け希望者が明確であり、かつ、農用地として利用することが著しく困難な農地ではないため | | |
| 五 | 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額 | | |
| 1 | 始期 令和八年四月一日 | | |
| 2 | 存続期間 十年 | | |
| 3 | 借賃に相当する補償金の額 二〇五、五〇〇円 | | |
| 六 | その他参考となるべき事項
(記載なし) | | |

(農村振興課)

福島県告示第六百九十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不分明であるため、同法第百八十九条の規定により当該通知の内容を金山町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
渡辺龍夫 渡邊保 星悦子 星伝太郎 星義一 横山道伸 三瓶敏武 三瓶敏武
小沼知久平 小沼知久平 小沼彌助
- 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった件（令和七年福島県告示第六百十号）によること。
- 3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

（森林保全課）

福島県告示第六百九十三号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として令和七年十月三日次のとおり指定した。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

氏名又は名称 住所 指定の有効期間

株式会社F M 郡山市芳賀三丁目 令和七年一〇月二〇日から
フナハシ 四三番地一 令和一二年九月三〇日まで

郡山市大槻町字西宮
北三五番地の一
（出納総務課）

公 告

公告第百九十八号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定により、肥料を次のとおり登録した。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

登録番	肥料	肥料	保証成分量（％）	その他	氏名	住所	登録
-----	----	----	----------	-----	----	----	----

号（福島の種）	類	名	窒素全量	りん酸全量	加里全量	内く溶性加里	内水溶性加里	く溶性土	フルカリ分	の規格	又は名称	の有効期限
869	家庭園芸用複合肥料	複合肥料	0.5	0.5	1.0	0.2	0.2	0.02	24.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	株式会社北興物産 宮城県気仙沼市常盤148番地20	令和13年10月7日

（農業総合センター）

公告第百九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十七条第一項の規定により、会津都市計画道路を変更するため当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

令和七年十月十七日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 新たに都市計画に含まれる土地の区域
会津若松市のうち、本町、湯川町及び新横町の各一部の区域
- 二 都市計画から除外される土地の区域
会津若松市のうち、湯川町及び新横町の各一部の区域
- 三 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課、福島県会津若松建設事務所事業部道路課、会津若松市建設部都市計画課及び会津美里町建設水道課
- 四 縦覧期間
令和七年十月十七日から同月三十一日まで
- 五 意見書の提出
会津都市計画道路を変更する案について、会津若松市又は会津美里町の住民及び利害関係人は、都市計画法第二十一条第二項で準用する同法第十七条第二項の規定によ

り、住所、氏名及び意見を記した意見書を福島県土木部都市総室都市計画課、福島県会津若松建設事務所事業部道路課、会津若松市建設部都市計画課又は会津美里町建設水道課を経由して、四に掲げる期間内に福島県に提出することができる。

(都市計画課)

公告第 2 0 0 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 6 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号。以下「財務規則」という。）第 274 条の 3 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 17 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量 体外循環装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 令和 8 年 3 月 27 日（金）
- (4) 納入場所 ふくしま医療機器開発支援センター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) 物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2 の (4) に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和 7 年 11 月 7 日

(金) 午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。なお、郵送により提出する場合は、同日午後5時まで必着とする。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県出納局入札用度課
電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において令和7年10月17日(金)から同年11月7日(金)まで(土曜日及び日曜日並びに同月3日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問合せ先 3に掲げる場所に同じ。
なお、郵送による入札説明書の配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙19枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和7年10月27日(月)午後5時までに必着で請求すること。

(2) 入札説明会の日時及び場所 令和7年10月27日(月)午前11時 福島県出納局入札用度課

(3) 入札及び開札の日時及び場所 令和7年11月28日(金)午後1時30分 福島県出納局入札用度課(郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、同月27日(木)午後5時までに必着のこと。)

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額(消費税及び地方消費税を含む。)の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会(福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱(平成8年福島県告示第320号)第1条に規定する委員会をいう。)から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。

(6) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Extracorporeal Circulation (Ecc) Systems 1 unit

(2) Time-limit of tender (by hand): 1:30 p.m., 28 November 2025

(3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 27 November 2025

(4) Contact point for the notice: Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7413

(入札用度課)

福島県警察本部公告第 7 7 号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるデジタル住宅地図の賃貸借について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。）第 12 条及び福島県財務規則（昭和 39 年福島県規則第 17 号）第 274 条の 11 第 1 項の規定により公告する。

令和 7 年 10 月 17 日

福島県警察本部長 森 末 治

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量
デジタル住宅地図 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県警察本部警務部会計課 福島県福島市杉妻町 5 番 75 号
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年 9 月 9 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ゼンリン 福岡県北九州市小倉北区室町一丁目 1 番 1 号
- 5 落札金額
75,471,000 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
令和 7 年 7 月 29 日

（会 計 課）